

平成31年4月建設工事必携の一部改定について

令和2年3月
茨城県土木部
茨城県企業局

○ 改定概要

ページ	改定概要
P.16-28～29	“アスファルト舗装に準じる”としているアスファルト安定処理路盤の品質管理において、舗装現場におけるコア採取による品質管理のうち、アスファルト量抽出試験（車道部）の規格値を別に定め、改定する（上限規格を撤廃）。
P.16-106	プラント再生舗装工の品質管理のうち、プラントにおけるアスファルト量の規格値を、「±0.9%以内」から「±0.5%以内」に改定する。
P.19-2	再生砕石については、納入ダンプ1台目荷下ろし時に搬入時検査をすることに改定する。

○ 適用

令和2年(2020年)4月1日以降に起工決議する工事から適用

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値												
8. 上層路盤工	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下												
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa 以上(14 日)												
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L 以上												
			締め固め試験	JIS A 1210													
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下												
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下												
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる	個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上												
			粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>2.36 mmフルイ</td> <td>0.075 mmフルイ</td> </tr> <tr> <td>X10</td> <td>±10%以内</td> <td>±4.0%以内</td> </tr> <tr> <td>X6</td> <td>±9.5%以内</td> <td>±4.0%以内</td> </tr> <tr> <td>X3</td> <td>±8.5%以内</td> <td>±3.5%以内</td> </tr> </table>		2.36 mmフルイ	0.075 mmフルイ	X10	±10%以内	±4.0%以内	X6	±9.5%以内	±4.0%以内	X3	±8.5%以内	±3.5%以内
				2.36 mmフルイ	0.075 mmフルイ												
			X10	±10%以内	±4.0%以内												
			X6	±9.5%以内	±4.0%以内												
			X3	±8.5%以内	±3.5%以内												
			呈色判定 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	呈色しないこと (吸光度 0.05 以下)												
			水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験法便覧	1.5%以下												
			プライマーの品質 (JIS K 2208 の項目)		JIS K 2208 の項目について												
			その他		平板載荷試験	JIS A 1215											
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 4 以下															
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。															
9. アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる														

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時。	・MS : 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
	・HMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
2,000m2 未満は3 個 (孔)、2,000m2 以上は6 個 (孔) 実施する。	・MS : 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 突き固め試験は6 ヶ月以内の試験データで良い。	○
	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
・交通量区分N6 以上の場合実施する。 2,000m2 未満は3 回、 2,000m2 以上は6 回実施する。	①締め固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は2,000m2 未満はさらに3 個 (X6) 2,000m2 以上はさらに4 個 (X10) 追加しこれが合格判定値の範囲内であれば良い。 ②300m2 以下の工事は除く。	○
出荷日の試験報告書で確認する。		○
1 工事に1 回品質証明書によりチェック。		○
1,000m2 につき2 回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
	ただし、舗装現場におけるコア採取による品質管理のうち、アスファルト量抽出試験 (車道部) の規格値については以下のとおりとする。 混合物のアスファルト量 X10 -0.55%以上 X6 -0.50%以上 X3 -0.50%以上	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
34. プラント再生舗装工[アスファルト舗装(再生合材)](歩道・路肩部を含む)	必須		粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。
			粒度 (75μm フルイ)		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.5%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視	
			温度測定 (初車圧前)	温度計による	110℃以上
			コア採取による品質管理 1 密度試験 2 アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91 舗装調査・試験法便覧 [4]-238 準拠	(車道部) X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内 実施配合のアスファルト量と採取コアからの抽出アスファルト量の差により判断する。 (歩道・路肩部) 基準密度の90%以上 アスファルト量 ±0.5%以内

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日。 ・中規模以上の工事：定期的または随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき 印字記録の場合：全数		○
		○
		○
同左	耐水性の確認	○
	耐流動性の確認	○
	耐磨耗性の確認	○
随時		
	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
(車道部) 2,000m ² 未満は3個、2,000m ² 以上は6個実施する。 (歩道・路肩部) 1 工事につき3個採取し試験する。	(車道部) ①測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000m ² 未満はさらに3個(X6)2,000m ² 以上はさらに4個(X10)追加しこれが合格判定値の範囲内であれば良い。②300m ² 以下の工事は除く。 (歩道・路肩部) 測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。	

〔別表〕

検査を必要とする工事材料について

受注者は、その責任において、材料搬入毎に自主的に材料の確認を行い、茨城県土木部・企業局工事共通仕様書及び施工管理基準により工事材料の品質の保持並びに品質管理に努めるほか、下記材料については監督員の検査に合格したもの又は確認したものを使用しなければならない。

1 土木材料

No.	品 目	備 考
1	鉄筋コンクリート用棒鋼	施工前に公的機関の試験結果により確認。但し、簡易な構造物又は1サイズ5 t未満の工事についてはメーカーの品質証明書による確認でよい。
2	P C桁 (プレテンション)	製作時工場検査 (中間検査時に対応する) 但し、簡易なもの、小規模なものは搬入時検査でよい。
3	鋼橋 (工場製作桁)	製作時工場検査 (中間検査時に対応する) H形鋼橋梁については対象としない。
4	捨石	搬入時検査 (石質、比重等の確認、見本確認等)。必要により原石山検査を行う。
5	蛇籠、布団籠	搬入時検査
6	薬液注入材	搬入時検査 (薬液注入工事に係る施工管理等について・H2.9.18建設大臣官房技術調査室長通達を参照)
7	アスファルト合材	「材料使用届」を確認
8	レディミクストコンクリート	〃
9	砕石類 (新材)、スラグ類	〃
	再生砕石	搬入時検査 (納入ダンプ1台目荷下ろし時)
10	鋼矢板	搬入時検査
11	鋼管板	搬入時検査
12	P C杭、PHC杭、RC杭	搬入時検査
13	P Cウェル	搬入時検査
14	ボックスカルバート	搬入時検査
15	L型擁壁	搬入時検査
16	下水道用推進管	搬入時検査
17	セグメント	特記仕様書による。
18	防舷材、防砂板	搬入時検査
19	樹木類 (高木)	特記仕様書による。
20	特記仕様書に定めるもの	方法は特記仕様書又は監督員と協議して定める。
21	現場発生品	方法は特記仕様書又は監督員と協議して定める。
22	その他、「材料使用届」に記載された工事材料	搬入時検査

- 注 1. 特に重要な構造物、特殊な製品についてはこの限りでない。
 2. 搬入時検査とは、適宜現場において、設計図書と搬入材料の規格等を照合し、あわせて工場品質管理資料又は品質証明書、寸法等を確認することをいう。